

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月28日
【計算期間】	第5期（自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日）
【ファンド名】	ベトナム・ASEAN・バランスファンド
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-3434-6630
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ベトナム・ASEAN・バランスファンド（ただし、愛称として「V-Plus」という名称を用いることがあります。以下「ファンド」といいます。）は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
	年2回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリーファンド	あり
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア 中南米		
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ 中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券（資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	日々	エマージング		
資産複合	その他			

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分変更型））

目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア／エマージング

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアのエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

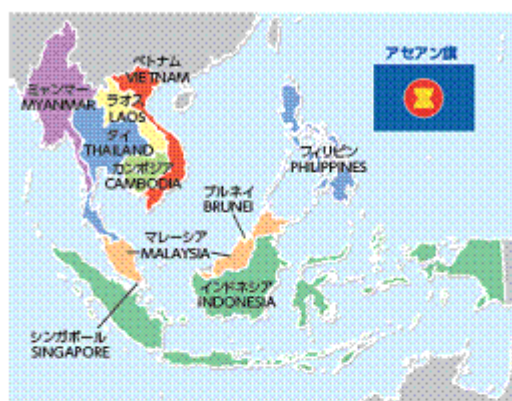
※商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

1.地政学的・人口構造などの優位性を活かし、高い経済成長を続けているベトナムの株式※、および経済規模が拡大しているASEAN地域の債券を主要投資対象とします。

※将来的にはカンボジア、ラオス、ミャンマーの株式に投資を行う可能性があります。

当ファンドでは、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーを総称して「インドシナ地域」といいます。



ASEAN（東南アジア諸国連合）概要

1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国外相がバンコクに参集し、ASEAN設立を宣言する「バンコク宣言」が採択され、ASEANが発足。

その後順次加盟国を増やし、1999年に第6回ASEAN公式首脳会議において、第10番目の国としてカンボジアの加盟が決定したことで東南アジア全域を包括する「ASEAN10」が実現した。

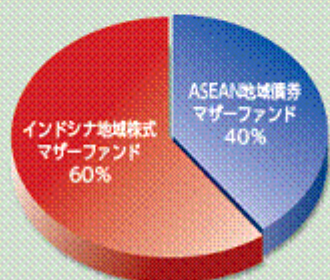
ASEANの目的

- 1.域内における経済成長、社会・文化的発展の促進
- 2.域内における政治・経済的安定の確保
- 3.域内諸問題の解決

2.株式と債券の組入比率は、市場環境、資金動向に応じて機動的に変更します。

株式については、インドシナ地域株式マザーファンドを通じて主としてベトナムの金融商品取引所に上場・登録等されている銘柄に投資します。ただし、事業展開や投資活動がベトナムを中心に行われている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）であれば、他の株式市場に上場している銘柄にも投資を行います。また、インドシナ地域の株式に連動する証書、債券等にも投資を行います。

基本的な資産配分比率のイメージ



マザーファンドの組入比率は、投資環境等により、運用者の判断で機動的に変更されますが、基本的に上記の組入比率を目安として運用を行います。※各マザーファンド内における、株式・債券への組入れ比率は、市場環境、資金動向に応じて機動的に変更します。

- ベトナム株式市場への投資は、ベトナム株式に連動する証書、債券等を通じて行う場合もあります。
- ASEAN地域の債券への投資は、ASEAN地域債券マザーファンドを通じて主として各国の自国通貨建および米ドル、ユーロなど外貨建の国債、地方債、国営企業債、社債等に投資します。
- 株式の実質組入比率は70%未満とします。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。

3. マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を日興アセットマネジメント アジア リミテッドに委託します。

当ファンドの実質的運用を行うインドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンドにおける株式・債券等の運用は日興アセットマネジメント アジア リミテッド（所在地:シンガポール）が行います。

■ 運用方法

〈株式〉● 個別企業のボトムアップ調査を中心に、トップダウンによるセクター判断等を加味して運用

〈債券〉● ファンドメンタルズ分析に基づく、カントリーアロケーション（国別投資配分）やデュレーション・マネジメント^(注)を重視した運用

※運用委託先は変更される場合があります。

（注）デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり益獲得を目指す運用手法です。

4. 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

【ベトナム投資の着目点】

● ASEANと中国をつなぐ中間点に位置する好立地

- ACFTA(ASEAN・中国自由貿易協定)の本格始動に伴い、地理的条件の優位性を発揮。
- ハノイから中国国境まで陸路で約180km、2時間強の好アクセス。
- ハノイまたはホーチミンからASEAN諸国の主要都市までいずれも2,000km以内。



● ASEAN(東南アジア諸国連合)地域第3位の人口

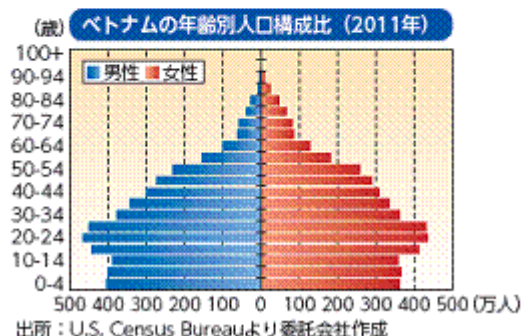
- 人口は約8,900万人。今後も年間100万人ペースでの増加が予想される。(2011年、IMF推定)
- 今後結婚や住宅購入を迎える若年層人口が多く、国内市場の拡大が見込まれる。

● 相対的に高質な労働力

- 識字率約94%の高い教育水準。
(U.S. Census Bureau)

● 安価な労働コスト

- アジア諸国のなかでも賃金水準が低い国の一つとして注目。



④ 信託金限度額

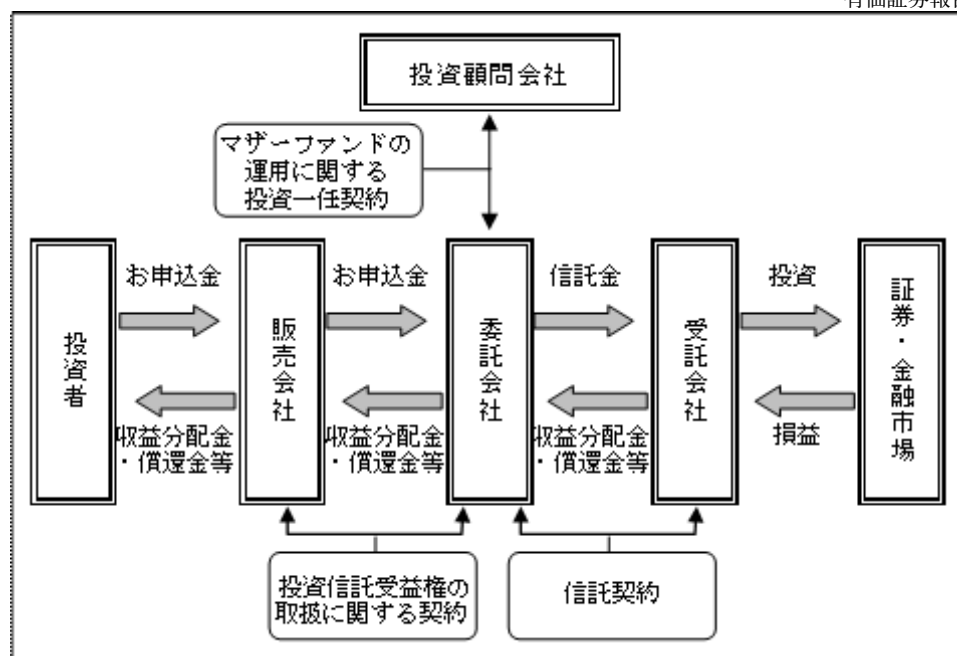
信託金の限度額は220億円です。ただし、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

平成19年8月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

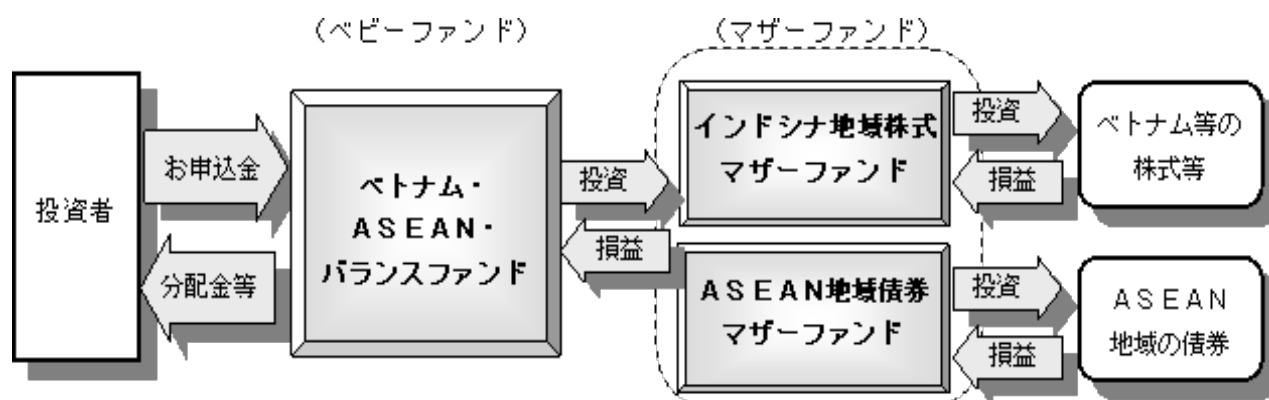
① ファンドの仕組み図



②ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うことができます。



③委託者（以下「委託会社」ということがあります。）およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

- c. 販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

d. 投資顧問会社

日興アセットマネジメント アジア リミテッド（所在地：シンガポール）

投資顧問会社は、委託会社との間に締結した「投資一任契約」に基づき、委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、ベトナムを含むインドシナ地域の株式およびASEAN地域の債券に関する運用の指図を行います。なお、投資顧問会社は変更される場合があります。

④委託会社の概況

a. 資本金

平成24年9月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成 9年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日	投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成24年9月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ①インドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンドに投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②各マザーファンドの組入比率は、市況環境、資金動向に応じて機動的に変更します。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合や、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- ⑤投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（２）【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- (1) 有価証券
- (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限ります。）
- (3) 金銭債権
- (4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (8) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (9) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (10) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (11) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- (12) コマーシャル・ペーパー
- (13) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (14) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (15) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (16) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (17) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (18) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (19) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (20) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (21) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券および(14)ならびに(19)の証券または証書のうち(1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(7)までの証券および(14)ならびに(19)の証券または証書のうち(2)から(7)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(15)および(16)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン

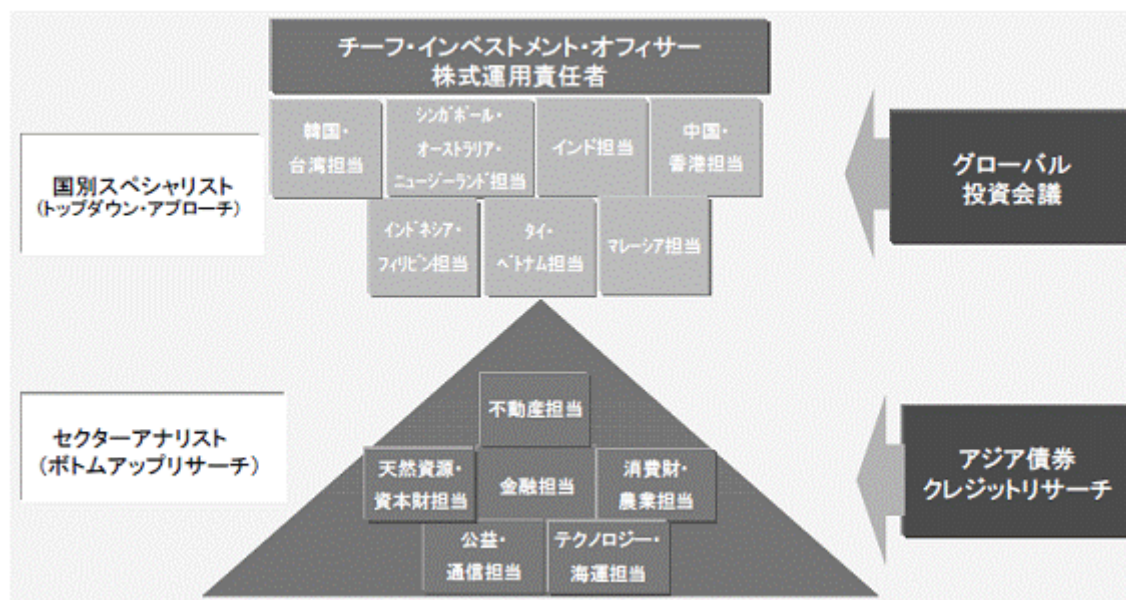
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

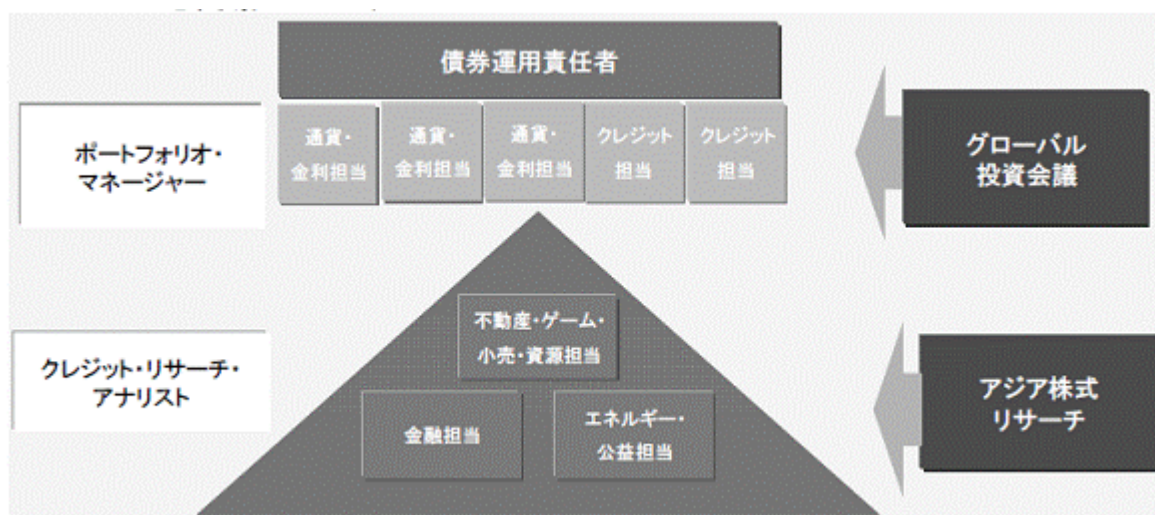
投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

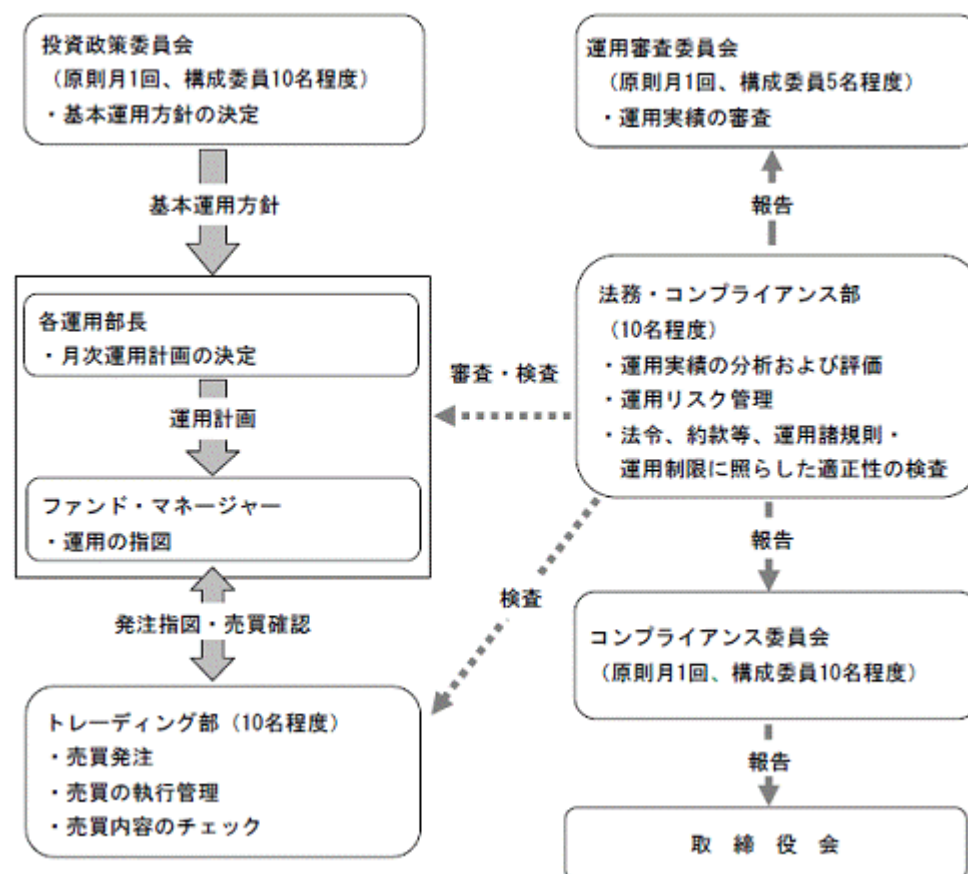
<インドシナ地域株式マザーファンド>



<ASEAN地域債券マザーファンド>



委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。
- ②分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。
- ④分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に購入された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

自動継続投資コースをお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金とし

て積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- b. (1) 委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- d. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- g. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国

の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- h. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- i. 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- j. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 換金申込に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※b、d、eおよびjにおける信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

（1）投資方針

インドシナ地域株式マザーファンド

- ①主としてベトナムの金融商品取引所に上場・登録等されている銘柄に投資します。将来的にはインドシナ地域の株式に投資を行う可能性があります。
株式については、主としてベトナムの金融商品取引所の上場銘柄に投資します。ただし、ベトナム関連企業であれば、他の株式市場に上場している銘柄にも投資を行います。また、インドシナ地域の株式に連動する証書、債券等にも投資を行います。
- ②株式の銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から潜在的な成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。
- ③外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ④運用にあたっては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑤投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合や、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- ⑥投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

A S E A N地域債券マザーファンド

- ①主としてA S E A N地域（東南アジア諸国連合の加盟国）の各国が発行する現地通貨建ておよび米ドル、ユーロなど外貨建ての国債、地方債、国営企業債、社債等を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②債券への投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - a. 投資適格債への投資割合には制限を設けません。
 - b. B B格、B格に相当する債券への投資割合は、純資産総額の50%以下とします。
 - c. C C C格以下に相当する債券への投資は行いません。なお、取得後の格下げ等によりC C C格以下に相当する信用格付が付与された場合、および信用格付の取り下げがあった場合には売却を行います。ただし、売却時期については市況動向、投資環境等により委託会社が判断します。
- ③外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
- ④運用にあたっては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑤投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）が発生した場合や、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
- ⑥投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

(2) 投資対象

各マザーファンド共通です。

- ①投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限りま。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形
- ②委託会社（約款第17条に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券

- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (8) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (9) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (10) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (11) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- (12) コマーシャル・ペーパー
- (13) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (14) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (15) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (16) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (17) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (18) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝ。）
- (19) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (20) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (21) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券および(14)ならびに(19)の証券または証書のうち(1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(7)までの証券および(14)ならびに(19)の証券または証書のうち(2)から(7)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(15)および(16)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

インドシナ地域株式マザーファンド

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。

ASEAN地域債券マザーファンド

株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。

以下は各マザーファンド共通です。

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ④委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記aの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (1) 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - (2) 株式分割により取得する株券
 - (3) 有償増資により取得する株券
 - (4) 売り出しにより取得する株券
 - (5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - (6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑥ a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けるとの指図をすることができます。
 - (1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑧委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利

益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。また、信用格付がBB格以下の投機的格付債の場合は、一般に投資適格債に比べて債務不履行（デフォルト）リスクが高く、投資資金が回収できなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

③為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

（2）その他の留意点

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②分配金に関する留意点

- ・分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払後の純資産は分配金相当額が減少し、基準価額が値下がりする要因となります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

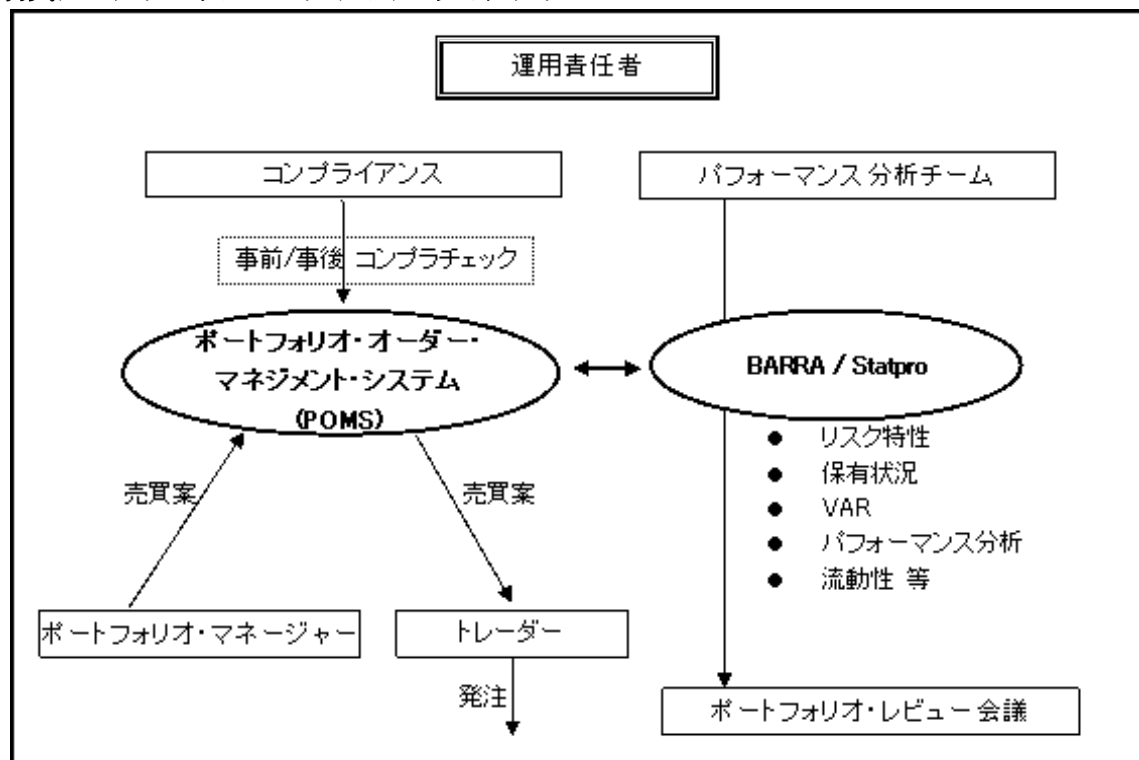
④マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（3）リスクの管理体制

投資顧問会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。また、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

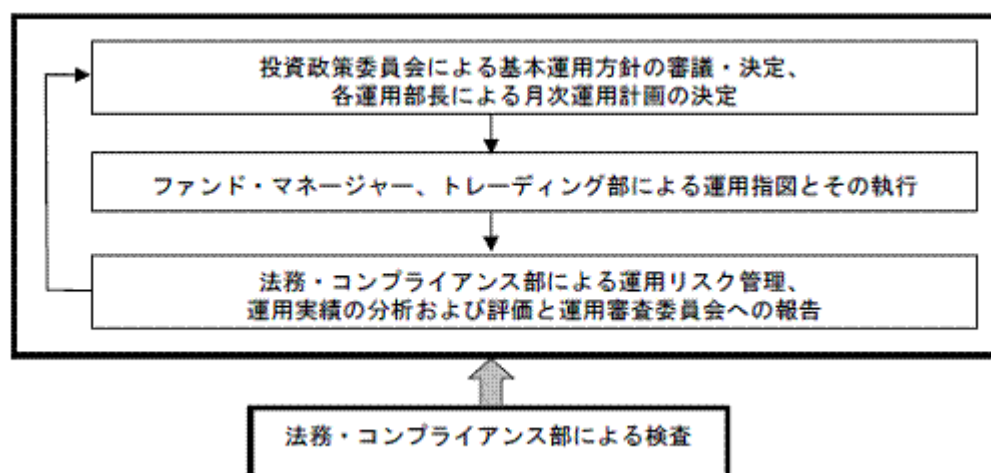
日興アセットマネジメント アジア リミテッド



委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。また、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜1.80%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社 年1.1235%（税抜1.07%）

販売会社 年0.6825%（税抜0.65%）

受託会社 年0.084%（税抜0.08%）

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に対し、年0.65%）が含まれています。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0084%（税抜0.008%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

③組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。

上記①、③のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

◆個別元本について

投資者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該投資者の個別元本にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年9月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,237	97.65
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	54	2.35
合計（純資産総額）	—	2,291	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年9月28日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	インドシナ地域株式 マザーファンド	3,005,778,033	0.4843 1,455,698,301	0.4844 1,455,998,879	63.55
2	日本	親投資信託 受益証券	A S E A N地域債券 マザーファンド	899,896,291	0.8678 780,930,002	0.8682 781,289,959	34.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成24年9月28日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	97.65
合計	97.65

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年9月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成20年8月28日現在）	10,847	10,847	0.9462	0.9462

第2期 計算期間 (平成21年8月28日現在)	4,824	4,824	0.8643	0.8643
第3期 計算期間 (平成22年8月30日現在)	3,940	3,940	0.7055	0.7055
第4期 計算期間 (平成23年8月29日現在)	2,355	2,355	0.6105	0.6105
平成23年9月末日	2,276	—	0.6117	—
平成23年10月末日	2,227	—	0.6166	—
平成23年11月末日	2,088	—	0.6001	—
平成23年12月末日	1,925	—	0.5759	—
平成24年1月末日	1,933	—	0.5963	—
平成24年2月末日	2,208	—	0.6660	—
平成24年3月末日	2,621	—	0.6998	—
平成24年4月末日	2,713	—	0.7142	—
平成24年5月末日	2,453	—	0.6700	—
平成24年6月末日	2,450	—	0.6613	—
平成24年7月末日	2,414	—	0.6628	—
第5期 計算期間 (平成24年8月28日現在)	2,319	2,319	0.6490	0.6490
平成24年8月末日	2,387	—	0.6573	—
平成24年9月末日	2,291	—	0.6482	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成20年8月28日）	0.0000
第2期 計算期間（平成21年8月28日）	0.0000
第3期 計算期間（平成22年8月30日）	0.0000
第4期 計算期間（平成23年8月29日）	0.0000
第5期 計算期間（平成24年8月28日）	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成19年8月28日 ～ 平成20年8月28日）	△5.38
第2期 計算期間（平成20年8月29日 ～ 平成21年8月28日）	△8.66
第3期 計算期間（平成21年8月29日 ～ 平成22年8月30日）	△18.37
第4期 計算期間（平成22年8月31日 ～ 平成23年8月29日）	△13.47
第5期 計算期間（平成23年8月30日 ～ 平成24年8月28日）	6.31

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）マザーファンドの状況

インドシナ地域株式マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年9月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
-------	------	-----------	---------

オプション証券等	アメリカ	580	39.80
	ジャージー	75	5.12
	オランダ	30	2.08
	小計	684	47.00
株式	ベトナム	524	35.97
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	248	17.03
合計（純資産総額）	—	1,456	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年9月28日現在）

	国／地域	種類	通貨	業 種	銘 柄 名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	オプション 証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW15 VIETNAM DAIRY	481,500	4.88 182,338,272	5.64 210,959,402	14.49
2	ベトナム	株式	ドン	テクノロジー ・ハードウェア および機器	FPT CORP	896,687	39,100.00 129,723,708	38,000.00 126,074,192	8.66
3	アメリカ	オプション 証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW10 HUA GIANG PHAR	433,694	3.34 112,709,437	3.54 119,171,130	8.18
4	ベトナム	株式	ドン	公益事業	PETROVIETNAM GAS JOINT STOCK	663,120	37,709.10 92,520,959	39,200.00 96,178,924	6.61
5	ベトナム	株式	ドン	銀行	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	959,370	25,129.41 89,201,102	25,100.00 89,096,691	6.12
6	ジャージー	オプション 証券等	U S ドル	—	JPM INTL-CW13 PETROVIETNAM F	549,160	1.77 75,428,224	1.75 74,575,928	5.12
7	アメリカ	オプション 証券等	U S ドル	—	CITI-CW15 HO CHINH C	857,083	0.90 60,457,262	0.87 57,929,896	3.98
8	ベトナム	株式	ドン	各種金融	SAIGON SECURITIES INC	911,000	18,100.00 61,009,670	16,400.00 55,279,480	3.80
9	ベトナム	株式	ドン	資本財	REFRIGERATION ELECTRICAL ENG	859,890	15,100.00 48,042,054	14,700.00 46,769,417	3.21
10	アメリカ	オプション 証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW12 SAIGON SECURIT	733,380	0.86 49,284,309	0.78 44,674,576	3.07
11	アメリカ	オプション 証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW10 BINH MINH PLAS	297,720	2.10 48,516,451	1.79 41,354,498	2.84
12	ベトナム	株式	ドン	保険	BAO VIET HOLDINGS	266,220	33,400.00 32,899,467	32,600.00 32,111,456	2.21
13	オランダ	オプション 証券等	U S ドル	—	JPM-CW14 SAIGON SECURITIES	500,000	0.86 33,368,000	0.78 30,264,000	2.08
14	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・ タバコ	KINH DO CORP	274,000	27,333.52 27,710,731	28,500.00 28,893,300	1.98
15	アメリカ	オプション 証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW12 TAY NINH RUBBE	197,290	1.74 26,730,743	1.86 28,567,907	1.96
16	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・ タバコ	MASAN GROUP CORP	68,720	92,000.00 23,392,288	96,000.00 24,409,344	1.68
17	アメリカ	オプション 証券等	U S ドル	—	CITI-CW12 DONG PHU RUBBE	122,300	2.36 22,473,456	2.53 24,067,857	1.65

18	アメリカ	オプション証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW10 PETROVIETNAM D	140,800	1.55 16,990,054	1.61 17,612,840	1.21
19	アメリカ	オプション証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW15 FPT CORP	121,323	1.87 17,614,837	1.81 17,115,860	1.18
20	アメリカ	オプション証券等	U S ドル	—	CITIGRP-CW12 TAN TIEN PLAST	151,580	1.34 15,761,894	1.29 15,197,289	1.04
21	ベトナム	株式	ドン	エネルギー	PETROVIETNAM DRILLING AND WE	118,000	32,500.00 14,189,500	33,700.00 14,713,420	1.01
22	ベトナム	株式	ドン	素材	PETROVIETNAM FERT & CHEMICAL	75,000	37,100.00 10,295,250	36,800.00 10,212,000	0.70
23	アメリカ	オプション証券等	U S ドル	—	CITI-CW12 DRY CELL&STORA	51,804	0.74 2,998,912	0.71 2,886,352	0.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成24年9月28日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.66
株式	公益事業	6.61
株式	銀行	6.12
株式	各種金融	3.80
株式	食品・飲料・タバコ	3.66
株式	資本財	3.21
株式	保険	2.21
株式	エネルギー	1.01
株式	素材	0.70
	小計	35.97
オプション証券等		47.00
合計		82.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種（種類）の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ASEAN地域債券マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年9月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
-------	----	-----------	---------

国債証券	マレーシア	237	30.40
	フィリピン	179	22.89
	インドネシア	172	22.07
	タイ	100	12.80
	シンガポール	51	6.55
	小計	740	94.71
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	41	5.29
合計（純資産総額）	—	781	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年9月28日現在）

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	タイ	バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	40,000,000	99.90 100,306,129	99.58 99,984,946	12.80	3.13	H27.12.11
2	マレーシア	リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOV'T	3,200,000	103.48 83,811,412	103.21 83,594,839	10.70	4.01	H29.9.15
3	マレーシア	リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOV'T	3,000,000	100.19 76,080,569	99.99 75,927,038	9.72	3.31	H29.10.31
4	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	27,000,000	127.16 63,861,107	127.62 64,094,279	8.20	8.00	H43.7.19
5	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	28,000,000	102.16 53,205,709	102.51 53,390,853	6.83	5.00	H30.8.18
6	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	6,000,000,000	103.31 50,828,520	103.99 51,164,506	6.55	6.25	H29.4.15
7	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	5,500,000,000	97.59 44,014,525	97.09 43,789,258	5.61	6.13	H40.5.15
8	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	5,000,000,000	97.40 39,934,000	96.74 39,664,466	5.08	5.63	H35.5.15
9	マレーシア	リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOV'T	1,500,000	104.53 39,685,573	104.32 39,605,657	5.07	4.16	H33.7.15
10	マレーシア	リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOV'T	1,500,000	100.84 38,283,906	101.03 38,359,570	4.91	3.58	H30.9.28
11	シンガポール	シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	500,000	115.93 36,686,681	115.61 36,586,176	4.68	3.25	H32.9.1
12	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	4,000,000,000	107.18 35,156,565	107.38 35,221,984	4.51	7.00	H34.5.15
13	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	14,000,000	106.83 27,819,391	107.88 28,094,139	3.60	5.75	H33.11.24
14	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	10,000,000	111.53 20,745,733	112.64 20,952,007	2.68	6.38	H34.1.19
15	シンガポール	シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	200,000	116.00 14,683,280	115.44 14,612,990	1.87	3.13	H34.9.1

16	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	6,000,000	109.83 12,257,295	110.25 12,304,312	1.57	7.00	H28.1.27
17	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	300,000,000	103.93 2,556,850	103.47 2,545,504	0.33	12.50	H25.3.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成24年9月28日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	94.71
合計	94.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成19年8月28日 ～ 平成20年8月28日）	14,499,227,445	3,035,422,512
第2期 計算期間（平成20年8月29日 ～ 平成21年8月28日）	86,456,318	5,969,532,782
第3期 計算期間（平成21年8月29日 ～ 平成22年8月30日）	2,219,871,315	2,215,910,443
第4期 計算期間（平成22年8月31日 ～ 平成23年8月29日）	400,992,108	2,127,746,898
第5期 計算期間（平成23年8月30日 ～ 平成24年8月28日）	1,126,408,363	1,410,520,500

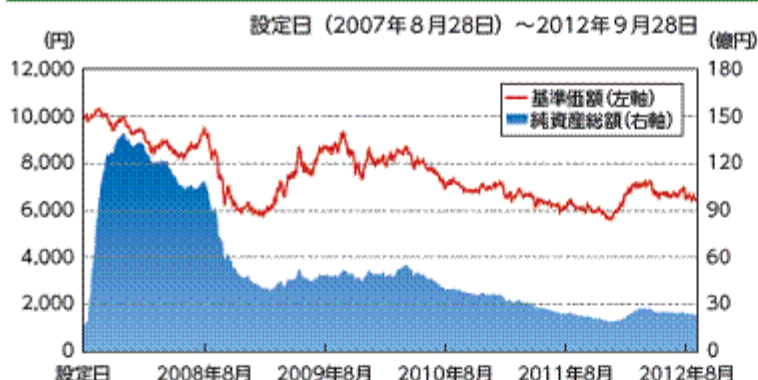
（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) 運用実績

2012年9月28日現在

【基準価額・純資産の推移】



※基準価額は信託報酬控除後です。

【分配の推移（1万口当たり、税引前）】

2012年8月	0円
2011年8月	0円
2010年8月	0円
2009年8月	0円
2008年8月	0円
設定来累計	0円

【主要な資産の状況】

●組入上位銘柄

イン ド シ ナ 地 域	銘柄名(銘柄数 株式10 株価連動証券13)	資産	業種	比率
株式マザーファンド	ベトナム乳業(ビナミルク)	株価連動証券	食品・飲料・タバコ	9.2%
	FPTコーポレーション	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.5%
	ハウザン製菓	株価連動証券	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.2%
	ペトロベトナムガス	株式	公益事業	4.2%
	ベトナム外商银行	株式	銀行	3.9%
ASEAN地域債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 17)	種類	国	比率
	THAILAND GOVT 3.125% 2015/12/11	国債	タイ	4.4%
	MALAYSIAN GOVT 4.012% 2017/9/15	国債	マレーシア	3.6%
	MALAYSIAN GOVT 3.314% 2017/10/31	国債	マレーシア	3.3%
	PHILIPPINE GOVT 8% 2031/7/19	国債	フィリピン	2.8%
	PHILIPPINE GOVT 5% 2018/8/18	国債	フィリピン	2.3%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※株価連動証券については原資産の業種です。

※同一企業の異なる発行体による株価連動証券については合算した比率です。

●投資比率

インドシナ地域株式マザーファンド	63.6%
ASEAN地域債券マザーファンド	34.1%
コール・ローン、その他	2.3%
合計	100.0%

【年間収益率の推移（暦年ベース）】



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2007年は設定日(8月28日)から年末まで、2012年は年初から9月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

＜申込不可日＞

シンガポール、ホーチミンおよびハノイの金融商品取引所の休業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約※」を締結していただきます。

※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

- ③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

- ④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ⑤申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ⑥購入申込者は申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

- ⑦金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- ⑤換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金

申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該計算日が申込不可日であるときは、当該計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合、および換金申込の中止および取消を行う場合があります。
- ⑧解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。
- ⑨販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

- ・株 式：原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。
 - a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
 - b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - c. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成29年8月28日までですが、後述の「（5）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年8月29日から翌年8月28日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了

- a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (2) 委託会社は、換金申込により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることににより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
 - (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、ファンドは、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
 - d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがい、ます。

③関係法人との契約の更改等に関する手続

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。
- b. 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資一任契約」の有効期間は、マザーファンドの信託終了日までですが、6ヵ月前までに相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。また、一定の

事由が生じた場合には、契約を解除する場合があります。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知っている受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金申込が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 ①信託の終了 a.ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 ②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第5期計算期間（平成23年8月30日から平成24年8月28日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成23年8月29日現在)	第5期 (平成24年8月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	89,800,191	93,838,125
親投資信託受益証券	2,321,333,083	2,256,423,010
未収利息	123	128
流動資産合計	2,411,133,397	2,350,261,263
資産合計	2,411,133,397	2,350,261,263
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,895,790	7,368,026
未払受託者報酬	1,191,623	1,041,657
未払委託者報酬	25,619,814	22,395,490
その他未払費用	119,103	104,098
流動負債合計	55,826,330	30,909,271
負債合計	55,826,330	30,909,271
純資産の部		
元本等		
元本	3,857,934,551	3,573,822,414
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,502,627,484	△1,254,470,422
（分配準備積立金）	121,500,922	143,616,377
元本等合計	2,355,307,067	2,319,351,992
純資産合計	2,355,307,067	2,319,351,992
負債純資産合計	2,411,133,397	2,350,261,263

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日)	第5期 (自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)
営業収益		
受取利息	51,267	49,743
有価証券売買等損益	△383,258,548	140,089,927
営業収益合計	△383,207,281	140,139,670
営業費用		
受託者報酬	2,739,434	1,935,902
委託者報酬	58,897,619	41,621,685
その他費用	273,820	193,457
営業費用合計	61,910,873	43,751,044
営業利益	△445,118,154	96,388,626
経常利益	△445,118,154	96,388,626
当期純利益	△445,118,154	96,388,626
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△78,591,424	38,275,607
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,644,578,457	△1,502,627,484
剰余金増加額又は欠損金減少額	631,979,743	538,803,089
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	631,979,743	538,803,089
剰余金減少額又は欠損金増加額	123,502,040	348,759,046
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	123,502,040	348,759,046
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,502,627,484	△1,254,470,422

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、平成23年8月30日から平成24年8月28日までとなっております。

（追加情報）

第5期 （自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日）	
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

（貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成23年8月29日現在）		第5期 （平成24年8月28日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	3,857,934,551口	1 計算期間の末日における受益権の総数	3,573,822,414口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 1,502,627,484円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 1,254,470,422円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.6105円 （1万口当たり純資産額 6,105円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.6490円 （1万口当たり純資産額 6,490円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別	第4期 （自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日）	第5期 （自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日）
1 分配金の計算過程		計算期間末における費用控除後配当等収益（32,330,107円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（45,513,326円）、及び分配準備積立金（89,170,815円）より、分配対象収益は167,014,248円（1万口当たり432円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益（59,722,479円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（75,899,939円）、及び分配準備積立金（83,893,898円）より、分配対象収益は219,516,316円（1万口当たり614円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。
2 運用の外部委託費用		当ファンドの主要投資対象であるインドシナ地域株式マザーファンド及びASEAN地域債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 インドシナ地域株式マザーファンド 支払金額 13,186,756円 ASEAN地域債券マザーファンド 支払金額 7,566,895円	当ファンドの主要投資対象であるインドシナ地域株式マザーファンド及びASEAN地域債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 インドシナ地域株式マザーファンド 支払金額 9,550,988円 ASEAN地域債券マザーファンド 支払金額 4,950,555円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第4期 (自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日)	第5期 (自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 (平成23年8月29日現在)	第5期 (平成24年8月28日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 (自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日)	第5期 (自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第4期 (自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日)	第5期 (自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)
期首元本額		5,584,689,341 円	3,857,934,551 円
期中追加設定元本額		400,992,108 円	1,126,408,363 円
期中一部解約元本額		2,127,746,898 円	1,410,520,500 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第4期（自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△345,909,572 円
合計	△345,909,572 円

第5期（自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	125,749,178 円
合計	125,749,178 円

3 デリバティブ取引関係

第4期（自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成24年8月28日現在)

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	インドシナ地域株式マザーファンド	3,005,778,033	1,455,698,301	
	A S E A N地域債券マザーファンド	922,706,510	800,724,709	
合計		3,928,484,543	2,256,423,010	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「インドシナ地域株式マザーファンド」及び「ASEAN地域債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

インドシナ地域株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成23年8月29日現在）	（平成24年8月28日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		217,556,682	139,803,239
コール・ローン		45,889,693	47,868,931
株式		273,894,453	553,651,505
オプション証券等		965,330,931	725,582,376
未収入金		8,721,534	—
未収配当金		—	3,407,412
未収利息		62	65
流動資産合計		1,511,393,355	1,470,313,528
資産合計		1,511,393,355	1,470,313,528
負債の部			
流動負債			
未払金		—	14,624,992
流動負債合計		—	14,624,992
負債合計		—	14,624,992
純資産の部			
元本等			
元本		3,468,639,346	3,005,778,033
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△1,957,245,991	△1,550,089,497
元本等合計		1,511,393,355	1,455,688,536
純資産合計		1,511,393,355	1,455,688,536
負債純資産合計		1,511,393,355	1,470,313,528

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式、オプション証券等 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。
--------------	---

（追加情報）

対象期間 (自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)
対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成23年8月29日現在）	（平成24年8月28日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 3,468,639,346口	1 計算期間の末日における受益権の総数 3,005,778,033口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,957,245,991円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,550,089,497円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4357円 (1万口当たり純資産額 4,357円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4843円 (1万口当たり純資産額 4,843円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（平成23年8月29日現在）	（平成24年8月28日現在）
期首元本額		4,353,225,529 円	3,468,639,346 円
期中追加設定元本額		54,249,548 円	275,290,312 円
期中一部解約元本額		938,835,731 円	738,151,625 円
期末元本額		3,468,639,346 円	3,005,778,033 円
元本の内訳*			
ベトナム・ASEAN・バランスファンド		3,468,639,346 円	3,005,778,033 円
合計		3,468,639,346 円	3,005,778,033 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	273,894,453 円	△5,747,035 円
オプション証券等	965,330,931 円	△174,798,704 円
合計	1,239,225,384 円	△180,545,739 円

（自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	553,651,505 円	△100,434,431 円
オプション証券等	725,582,376 円	96,926,111 円

合計	1,279,233,881 円	△3,508,320 円
----	-----------------	--------------

3 デリバティブ取引関係

（自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日）

該当事項はありません。

（自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

（平成24年8月28日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ドン	REFRIGERATION ELECTRICAL ENG	859,890	15,100.00	12,984,339,000.00	
	PETROVIETNAM DRILLING AND WE	118,000	32,500.00	3,835,000,000.00	
	FPT CORP	896,687	39,100.00	35,060,461,700.00	
	SAIGON SECURITIES INC	911,000	18,100.00	16,489,100,000.00	
	PETROVIETNAM FERT & CHEMICAL	75,000	37,100.00	2,782,500,000.00	
	MASAN GROUP CORP	167,100	92,000.00	15,373,200,000.00	
	BAO VIET HOLDINGS	526,540	33,400.00	17,586,436,000.00	
	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	746,360	24,800.00	18,509,728,000.00	
	PETROVIETNAM GAS JOINT STOCK	613,750	37,600.00	23,077,000,000.00	
	小計	4,914,327		145,697,764,700.00	
	（邦貨換算）			(553,651,505)	
	合計	4,914,327			
	（邦貨換算）			(553,651,505)	

b. 株式以外の有価証券

（平成24年8月28日現在）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	オプション証券等	CITIGRP-CW15 VIETNAM DAIRY	501,500	2,447,320.00	
		CITIGRP-CW10 PETROVIETNAM D	140,800	218,944.00	
		CITIGRP-CW10 HUA GIANG PHAR	433,694	1,452,441.20	
		CITIGRP-CW15 FPT CORP	121,323	226,995.33	
		CITIGRP-CW12 TAN TIEN PLAST	151,580	203,117.20	
		CITIGRP-CW12 TAY NINH RUBBE	197,290	344,468.34	
		CITIGRP-CW12 PETROVIETNAM F	167,000	296,425.00	
		CITI-CW12 DONG PHU RUBBE	122,300	289,606.40	
		JPM INTL-CW13 PETROVIETNAM F	698,160	1,235,743.20	
		CITIGRP-CW10 BINH MINH PLAS	297,720	625,212.00	
		CITI-CW15 HO CHININH C	857,083	779,088.44	
		JPM-CW14 SAIGON SECURITIES	500,000	430,000.00	
		CITI-CW12 DRY CELL&STORA	51,804	38,645.78	
		CITIGRP-CW12 SAIGON SECURIT	733,380	635,107.08	
		小計	4,973,634	9,223,113.97	
		（邦貨換算）		(725,582,376)	
		合計	4,973,634		
		（邦貨換算）		(725,582,376)	

（注）オプション証券等における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
ドン	株式 9 銘柄	38.03%	43.28%
USドル	オプション証券等 14 銘柄	49.84%	56.72%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ASEAN地域債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成23年8月29日現在）	（平成24年8月28日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		8,979,067	6,483,393
コール・ローン		34,458,585	21,641,309
国債証券		753,532,045	732,734,563
特殊債券		—	31,658,421
派生商品評価勘定		—	21,982
未収利息		8,294,431	6,308,131
前払費用		4,775,891	1,952,191
流動資産合計		810,040,019	800,799,990
資産合計		810,040,019	800,799,990
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	32,679
流動負債合計		—	32,679
負債合計		—	32,679
純資産の部			
元本等			
元本		949,978,797	922,706,510
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△139,938,778	△121,939,199
元本等合計		810,040,019	800,767,311
純資産合計		810,040,019	800,767,311
負債純資産合計		810,040,019	800,799,990

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

対象期間 (自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)
対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成23年8月29日現在）	（平成24年8月28日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 949,978,797口	1 計算期間の末日における受益権の総数 922,706,510口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 139,938,778円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 121,939,199円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8527円 (1万口当たり純資産額 8,527円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8678円 (1万口当たり純資産額 8,678円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（平成23年8月29日現在）	（平成24年8月28日現在）
期首元本額		1,820,048,664 円	949,978,797 円
期中追加設定元本額		— 円	221,571,969 円
期中一部解約元本額		870,069,867 円	248,844,256 円
期末元本額		949,978,797 円	922,706,510 円
元本の内訳*			
ベトナム・ASEAN・バランスファンド		949,978,797 円	922,706,510 円
合計		949,978,797 円	922,706,510 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	753,532,045 円	11,857,394 円
合計	753,532,045 円	11,857,394 円

(自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	732,734,563 円	3,846,840 円
特殊債券	31,658,421 円	88,971 円
合計	764,392,984 円	3,935,811 円

3 デリバティブ取引関係

(自 平成22年8月31日 至 平成23年8月29日)

該当事項はありません。

(自 平成23年8月30日 至 平成24年8月28日)

I 取引の状況に関する事項

1 取引の内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。

2 取引に対する取組みと利用目的

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。

3 取引に係るリスクの内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。

4 取引に係るリスクの管理体制

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。

5 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建 USドル	1,846,509	—	1,813,830	△32,679
	売 建 ルピア	1,846,509	—	1,824,527	21,982
合 計		—	—	—	△10,697

(注) 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しており

ます。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（３）附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成24年8月28日現在）

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
シンガポール ドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	500,000	579,660.00	3.25	H32.9.1	
		SINGAPORE GOV'T	500,000	580,040.00	3.13	H34.9.1	
		計	1,000,000	1,159,700.00			
		（邦貨換算）		(72,713,190)			
	特殊債券	HOUSING & DEV	500,000	504,919.00	1.17	H29.4.24	
		計	500,000	504,919.00			
		（邦貨換算）		(31,658,421)			
		小計	1,500,000	1,664,619.00			
		（邦貨換算）		(104,371,611)			
リングgit	国債証券	MALAYSIAN GOV'T	3,200,000	3,311,395.20	4.01	H29.9.15	
		MALAYSIAN GOV'T	3,000,000	3,005,949.00	3.31	H29.10.31	
		MALAYSIAN GOV'T	1,500,000	1,567,980.00	4.16	H33.7.15	
		MALAYSIAN GOV'T	1,600,000	1,590,003.20	3.42	H34.8.15	
		小計	9,300,000	9,475,327.40			
		（邦貨換算）		(238,683,497)			
バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	5,000,000	4,990,965.00	3.13	H27.12.11	
		THAILAND GOVT	7,000,000	7,154,448.00	3.65	H33.12.17	
		小計	12,000,000	12,145,413.00			
		（邦貨換算）		(30,484,986)			
フィリピン ペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	6,000,000	6,589,944.00	7.00	H28.1.27	
		PHILIPPINE GOV'T	28,000,000	28,605,220.00	5.00	H30.8.18	
		PHILIPPINE GOV'T	14,000,000	14,956,662.00	5.75	H33.11.24	
		PHILIPPINE GOV'T	10,000,000	11,153,620.00	6.38	H34.1.19	
		PHILIPPINE GOV'T	27,000,000	34,333,929.00	8.00	H43.7.19	
		小計	85,000,000	95,639,375.00			
		（邦貨換算）		(177,889,237)			
ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	300,000,000	311,811,000.00	12.50	H25.3.15	
		INDONESIA GOV'T	11,000,000,000	11,365,134,000.00	6.25	H29.4.15	
		INDONESIA GOV'T	7,000,000,000	7,503,251,000.00	7.00	H34.5.15	
		INDONESIA GOV'T	2,500,000,000	2,397,625,000.00	6.13	H40.5.15	
		INDONESIA GOV'T	3,500,000,000	4,080,450,500.00	8.25	H44.6.15	
		小計	24,300,000,000	25,658,271,500.00			
		（邦貨換算）		(212,963,653)			
		合計					
		（邦貨換算）		(764,392,984)			

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	9.08%	9.51%
	特殊債券 1 銘柄	3.95%	4.14%
リングット	国債証券 4 銘柄	29.81%	31.23%
バーツ	国債証券 2 銘柄	3.81%	3.99%
フィリピンペソ	国債証券 5 銘柄	22.21%	23.27%
ルピア	国債証券 5 銘柄	26.59%	27.86%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年9月28日

I 資産総額	2,311,507,176 円
II 負債総額	20,454,045 円
III 純資産総額（I－II）	2,291,053,131 円
IV 発行済数量	3,534,270,453 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6482 円

（参考）インドシナ地域株式マザーファンド

I 資産総額	1,462,969,204 円
II 負債総額	6,887,808 円
III 純資産総額（I－II）	1,456,081,396 円
IV 発行済数量	3,005,778,033 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.4844 円

（参考）ASEAN地域債券マザーファンド

I 資産総額	800,651,240 円
II 負債総額	19,400,000 円
III 純資産総額（I－II）	781,251,240 円
IV 発行済数量	899,896,291 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.8682 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等
ありません。

2. 受益者に対する特典
ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座

に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成24年9月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（2）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

法務・コンプライアンス部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。また、日次で有価証券等の取引内容のチェック運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に定期的に報告を行っています。

会社の機構は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年9月末日現在、153本であり、その純資産総額の合計は1,161,259百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	138本	1,093,800百万円
単位型株式投資信託	7本	37,833百万円
追加型公社債投資信託	1本	18,302百万円
単位型公社債投資信託	7本	11,324百万円
合計	153本	1,161,259百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 預金			5,702,490		5,826,632
2. 前払費用			64,158		62,441
3. 未収入金			1,771		77,488
4. 未収委託者報酬			822,206		733,185
5. 未収運用受託報酬			593,956		420,226
6. 未収法人税等			—		18,793
7. 未収消費税等			—		12,034
8. 繰延税金資産			128,819		191,089
9. その他			54		1,405
流動資産計			7,313,456		7,343,297
II 固定資産					
1. 有形固定資産			117,801		88,781
(1) 建物	※2	67,878		58,355	
(2) 器具備品	※2	49,026		29,529	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			104,006		80,722
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		99,689		76,269	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,454		1,590	
3. 投資その他の資産			1,389,889		876,271
(1) 投資有価証券		720,221		144,960	
(2) 関係会社株式		319,502		318,844	
(3) 長期差入保証金	※1	158,597		143,783	
(4) 繰延税金資産		190,156		266,871	
(5) その他		1,411		1,811	
固定資産計			1,611,698		1,045,775
資産合計			8,925,154		8,389,072

		第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			284		12,858
2. 未払金			525,021		669,772
(1) 未払収益分配金		789		540	
(2) 未払償還金		9,304		5,658	
(3) 未払手数料		283,852		245,117	
(4) その他未払金	※1	231,075		418,456	
3. 未払費用			498,064		337,012
4. 未払法人税等			55,292		—
5. 未払消費税等			59,362		—
6. 賞与引当金			199,021		134,660
7. 役員賞与引当金			2,700		5,200

流動負債計			1,339,746		1,159,502
Ⅱ固定負債					
1. 退職給付引当金			367,274		404,084
2. 役員退職慰労引当金			14,250		10,201
固定負債計			381,524		414,285
負債合計			1,721,270		1,573,787
(純資産の部)					
Ⅰ株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
資本剰余金合計			277,667		277,667
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,553,447		2,123,836	
利益剰余金合計			5,866,237		5,436,626
株主資本合計			7,243,905		6,814,294
Ⅱ評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△40,021		990
評価・換算差額等合計			△40,021		990
純資産合計			7,203,883		6,815,285
負債純資産合計			8,925,154		8,389,072

(2) 【損益計算書】

		第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅰ営業収益					
1. 委託者報酬			5,718,504		4,187,140
2. 運用受託報酬			3,193,133		1,900,616
3. 投資助言報酬			1,000		—
営業収益計			8,912,637		6,087,757
Ⅱ営業費用					
1. 支払手数料			2,568,280		1,749,024
2. 広告宣伝費			42,895		55,547
3. 調査費			2,760,595		1,597,104
(1) 調査費		27,093		24,037	
(2) 委託調査費		2,299,896		1,164,314	
(3) 情報機器関連費		431,197		406,930	
(4) 図書費		2,407		1,821	
4. 委託計算費			169,489		161,805
5. 営業雑経費			154,850		137,838
(1) 通信費		11,498		10,893	
(2) 印刷費		94,041		87,970	
(3) 協会費		8,776		12,198	
(4) 諸会費		2,669		3,039	
(5) 紹介手数料		37,864		23,737	

営業費用計			5,696,112		3,701,321
Ⅲ一般管理費					
1. 給料			1,606,305		1,544,084
(1) 役員報酬		64,551		64,286	
(2) 給料・手当		1,460,271		1,408,099	
(3) 賞与		81,482		71,698	
2. 法定福利費			199,359		188,715
3. 退職金			1,911		9,512
4. 福利厚生費			4,367		3,948
5. 交際費			2,582		2,781
6. 旅費交通費			32,843		23,757
7. 事務委託費			93,175		85,086
8. 租税公課			20,151		15,322
9. 不動産賃借料			173,594		163,084
10. 退職給付費用			78,986		80,520
11. 役員退職慰労金			354		—
12. 役員退職慰労引当金繰入			11,500		4,951
13. 賞与引当金繰入			199,021		134,660
14. 役員賞与引当金繰入			2,700		5,200
15. 固定資産減価償却費			74,634		63,548
16. 諸経費			108,901		93,151
一般管理費計			2,610,390		2,418,323
営業利益または営業損失（△）			606,135		△31,887

		第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅳ営業外収益					
1. 受取配当金			820		1,238
2. 受取利息			1,564		957
3. 時効成立分配金・償還金			5,230		3,857
4. その他			989		213
営業外収益計			8,604		6,267
Ⅴ営業外費用					
1. 為替差損			1,741		540
2. 雑損失			3,922		23,079
営業外費用計			5,664		23,619
経常利益または経常損失（△）			609,075		△49,239
Ⅵ特別利益					
1. 固定資産売却益	※1		6		—
2. 投資有価証券売却益			250		12,266
特別利益計			256		12,266
Ⅶ特別損失					
1. 固定資産除却損	※2		2,559		3,221
2. 投資有価証券売却損			681		102,971
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			5,018		—
4. 子会社株式評価損			—		657
5. 希望退職関連費用			—		351,519
特別損失計			8,258		458,370

税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）			601,073		△495,343
法人税、住民税及び事業税			232,710		△72,967
法人税等調整額			19,507		△167,048
当期純利益または当期純損失（△）			348,855		△255,328

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第31期事業年度 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第32期事業年度 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
株主資本			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,204,592	2,553,447
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,517,382	5,866,237
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
株主資本合計	当事業年度期首残高	6,895,050	7,243,905
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610

		当事業年度末残高	7,243,905	6,814,294
評価・換算差額等				
	その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	—	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純 額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
	評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	—	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純 額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
純資産合計		当事業年度期首残高	6,895,050	7,203,883
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	—	△174,282
		当期純利益または当期 純損失（△）	348,855	△255,328
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純 額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	308,833	△388,598
		当事業年度末残高	7,203,883	6,815,285

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 158,547千円 流動負債 その他未払金 187,782千円	※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 66,573千円 器具備品 204,763千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円

(損益計算書関係)

第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 6千円	-----
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 877千円 ソフトウェア 1,682千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円

(株主資本等変動計算書関係)

第31期事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

第32期事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	—
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	—
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	658,021	658,021	—
資産計	7,776,674	7,776,674	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(789)	(789)	—
② 未払償還金	(9,304)	(9,304)	—
③ 未払手数料	(283,852)	(283,852)	—
④ その他未払金	(231,075)	(231,075)	—
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	—
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	319,502
③ 長期差入保証金	158,597
合計	540,249

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超

預金	5,702,490	—	—
未収委託者報酬	822,206	—	—
未収運用受託報酬	593,956	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	100	—
合計	7,118,653	100	—

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	—
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	—
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	82,760	82,760	—
資産計	7,062,804	7,062,804	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(540)	(540)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(245,117)	(245,117)	—
④ その他未払金	(418,456)	(418,456)	—
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	—
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	318,844
③ 長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	5,826,632	—	—
未収委託者報酬	733,185	—	—
未収運用受託報酬	420,226	—	—
投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	—	35,865	—
合計	6,980,044	35,865	—

（有価証券関係）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	△67,478
	小計	725,400	657,921	△67,478
合計		725,500	658,021	△67,478

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	△643
	小計	13,664	13,020	△643
合計		81,162	82,760	1,597

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

2. 退職給付債務に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(1) 退職給付債務	△367,274千円	(1) 退職給付債務	△404,084千円
(2) 退職給付引当金	△367,274千円	(2) 退職給付引当金	△404,084千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。		(注) 同左	

3. 退職給付費用に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
退職給付費用		退職給付費用	
勤務費用	66,556千円	勤務費用	69,258千円
確定拠出年金への掛金支払額	12,430千円	確定拠出年金への掛金支払額	11,262千円
退職給付費用	78,986千円	退職給付費用	80,520千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	80,981	51,184
未払事業税	13,006	—
未払社会保険料	10,769	7,129
貯蔵品	1,919	1,673
退職給付引当金	155,242	149,998
割増退職金	—	126,447
子会社株式評価損	1,304	1,376
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	111,796	102,879
減価償却超過額否認	7,457	5,826
繰越欠損金	10,322	32,137
その他有価証券評価差額金	27,457	—
その他	14,405	10,932
小計	434,663	489,585
評価性引当額	△115,686	△27,482
繰延税金資産計	318,976	462,102
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	—	607
未収事業税	—	3,535
繰延税金負債計	—	4,142
繰延税金資産の純額	318,976	457,960

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第31期 (平成23年3月31日現在)

第32期 (平成24年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付で、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が40百万円減少し、法人税等調整額が40百万円増加しております。

（資産除去債務関係）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	158,547

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	143,733

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,654.85円	1株当たり純資産額	6,295.87円
1株当たり当期純利益金額	322.26円	1株当たり当期純損失金額	△235.86円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	348,855	当期純損失（千円）	△255,328
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	348,855	普通株式に係る当期純損失（千円）	△255,328
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②出資の状況

委託会社は、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

③訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜信託事務の一部委託先＞

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・資本金の額 51,000百万円（平成24年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成24年3月末日現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	(※1) 13,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	
ワイエム証券株式会社	1,270	
浜銀T T証券株式会社	3,307	
中銀証券株式会社	2,000	
西日本シティT T証券株式会社	1,575	
マネックス証券株式会社	7,425	
楽天証券株式会社	7,495	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270	
高木証券株式会社	11,069	
野村證券株式会社	(※2) 10,000	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(※1) 平成24年5月1日現在

(※2) 平成24年11月29日より取扱を開始します。

（3）投資顧問会社

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

- ・資本金の額 6,400万シンガポールドル（平成23年12月末日現在）
- ・事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

②「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

③「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用を行います。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年9月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年11月29日	有価証券届出書
平成23年11月29日	有価証券報告書
平成24年 5月29日	半期報告書
平成24年 5月29日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年 8月17日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年10月29日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム・ASEAN・バランスファンドの平成23年8月30日から平成24年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに付属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベトナム・ASEAN・バランスファンドの平成24年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。